

# 施工条件明示書

(令和4年度広島高速2号線及び3号線電気室浸水対策その他工事)

## 1. 作業時間及び関連業者について

(1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

1) 昼間作業 8:30～17:00 (準備・後片付け等を含む)

※ただし、供用中の道路上での作業、既設機器の運用に支障を伴う作業等は、9:30～16:30までとする。

(2) 受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。

1) 公社保守業者 (電気通信設備保守点検、ETC設備保守点検等)

2) 公社交通管制業者

3) 公社が発注する工事の施工業者

4) その他関連業者

## 2. 安全対策について

現道路交通及び工事用車両を安全に誘導するため、以下に示す交通誘導員を昼間においては延べ6人(交代要員なし)、を配置するよう見込んでいる。なお、交通誘導員の詳細な配置方法については、別途監督員と協議を行うこと。

(1) 令和4年度

交通誘導員B 6人

## 3. 排ガス対策型建設機械について

(1) 電気通信設備工事共通仕様書(平成28年4月広島高速道路公社)「1-1-37 環境対策」で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第2次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、排出ガス対策型の基準値による設計変更は行わない。

## 4. その他

(1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。

(2) 撤去品について

1) 本工事で発生する発生土の処分先については、次の処分先条件を想定している。

(処分先) 広島県広島市東区

(運搬距離) 約21km

(処分費用) 平日昼間の受け入れ費用

2) 本工事で発生するコンクリートがらの処分先については、次の処分先条件を想定している。

(処分先) 広島県広島市南区

(運搬距離) 約 16 k m

(処分費用) 平日昼間の受け入れ費用

3) 本工事で発生する金属くずの処分先については、次の処分先条件を想定している。

(処分先) 広島県広島市南区

(運搬距離) 約 17 k m

(処分費用) 平日昼間の受け入れ費用

(3) 広島高速 E T C 路側設備用倉庫新築工事 (その 3) は、令和 4 年 1 2 月初旬までに完成を  
すること。細部完成時期については監督員の指示に従うものとする。